専門教育科目 講義科目

| 授業科目名 | 雇用保険法 | 科目コード | 配当年次 | 単位 |
|---|---|---|---|---|
| 担当教員 | 北川　和善 | FV53 | 1 | 2 |

**科目の概要**

本科目では、「雇用保険の目的、適用事業」、失業者の生活の安定を図る「失業等給付」、求職活動を容易にするための「求職者給付」、再就職を援助する「就職促進給付」、教育訓練支援のための「教育訓練給付」、および「雇用安定事業等」などについて学習する。
特に、被保険者の種類、可否、種類ごとの給付要件、給付額、手続きなどの理解は重要であり、雇用保険法の中心となる失業については、失業等給付（基本手当等）を受けるまでの一連の流れ（しくみ）を把握することが保険制度の全般的な理解につながる。

**科目の到達目標**

①被保険者の定義、範囲、種類を理解し説明できる。
②求職者給付を中心に、その支給要件、支給額等を理解し説明できる。

| テキスト | 『雇用保険法』安全衛生普及センター |
|---|---|

**テキストの読み方**

①雇用保険制度の中核は、「被保険者がどのような給付を受けられるか」ということである。そのためにはまず「失業等給付の体系」の全体像をつかみ、その後に個別の給付の支給要件を学習していくことがポイントである。
②一般被保険者に対する求職者受給は、特に重要である。「受給期間」「失業の認定」「基本手当の額」「所定給付日数」「延長給付」「給付制限」については十分な学習が必要である。

**単位修得の方法**

リポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、２単位を修得できる。